

意思決定支援をめぐる国内の論議の動向

障害ユニット 研究支援者
木口 恵美子

キーワード：意思決定支援 障害者権利条約 成年後見制度 障害者福祉

はじめに

2006年に国連で障害者の権利に関する条約（以下、「権利条約」という。）が採択された後、日本は2007年9月に署名を行い、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の制定など国内法の整備を進め、2014年1月に批准し、同年2月に同条約が国内で発効した。締約国は発効から2年以内に、国連の障害者権利委員会に対して、条約の実施状況を報告する第1回目の政府報告が行われることになっており、日本政府も2016年6月に提出されたところである¹。

しかし、権利条約第12条に関しては、様々な立場から多様な議論がなされておりまとまっておらず、政府報告においてもそのことが指摘されているため、本稿で議論の整理を試みる。

方法としては、主に国内の意思決定支援及び支援された意思決定について書かれた書籍、学術論文、行政資料、研究会の資料等の文献研究を行う。まず、権利条約第12条に関する政府報告の検討を通して現状を理解し、次に成年後見制度や障害者制度等の変遷を確認する。そして、国連障害者権利委員会が2014年に出した権利条約第12条に関する一般的意見第1号を確認し、それらをふまえて、国内の意思決定支援の議論を成年

後見制度および障害者施策に分けて整理を行う。

なお、用語についてSupported Decision Makingの訳としては「意思決定」を主とする訳を用いるべきかもしれないが、国内では「意思決定支援」が使われることが多いため本稿では、訳や引用以外は「意思決定支援」を用いることとする。

1 第一回日本政府報告における権利条約第12条の論点

1-1 ワーキングセッションの3つの論点

政府報告は、内閣府に設置された障害者政策委員会（以下「政策委員会」という。）の意見を反映することとされ、政策委員会による現時点における第3次障害者基本計画の実施状況の監視を通じて作成された。

監視に際しては、第3次障害者基本計画の実施状況について、関係府省から取り組みの状況等を聴取して議論が行われたが、その中で、意思決定支援の議論の基盤となる権利条約第12条については特に重要課題と位置づけて、掘り下げた議論を行うため、政策委員会での議論だけではなく、「成年後見制度も含めた意思決定支援など」のワーキングセッションが行われた²。

ワーキングセッションでは、3つの論点について議論され、論点1の「成年後見制度は権利条約に抵触するのではないか」という議論では、「法務省としては、

我が国の成年後見制度は条約に抵触するものではないと認識している。(中略) 仮に本人による意思決定が事実上不可能な場合、(例えば、重度の認知症患者など)にまで一律に成年後見人等の代理権を認めないとすると、本人は事実上何らの法律行為をすることができないことになりかねず、かえって本人の保護に欠けるおそれがあると考えられる。」との見解が示されている。

論点2の「成年後見制度そのものに限界があるのではないか。」においては、「成年後見制度を限定的なもの、最後の手段として位置づけ、意思決定支援も含めた制度運用の改善を図るべきである」という意見や、「成年後見人が一人に対応するのではなく、(中略) 意思決定を支援する人が継続的に集まり、本人を中心に協議するなど、相談・連携できる体制づくりが必要である。」や、「広くモデル事例を蓄積しながら、意思決定支援を促進するべきではないか。」等の意見が出された。

論点3では、家庭裁判所の負担が重いのではないかという点については、「意思決定支援のあり方について関係者間で軋轢が生じた際の調整・判断を行う機関があれば良い。」という意見や、「現場での意思決定支援を厚くして、最後の段階で家庭裁判所が機能・役割を果たすことも考えられる。」等の意見が出された。

1-2 権利条約第12条に関する政府報告

これらの議論をふまえて、権利条約第12条に関しては法務省と厚労省が担当して作成を行ったⁱⁱⁱ。11項目にわたって記述されているうちの7項目は、主に成年後見制度は権利条約に抵触しないという視点から制度の説明と現状の報告がなされている。

障害者施策との関わりでは、「障害者総合支援法に基づく相談支援として、地域の障害者等の福祉に関する様々な問題について、障害者等、障害児の保護者又は障害者の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行う『基本相談支援』等を実施している。また、同法第77条に基づく市町村の地域生活支

援事業として、障害者福祉サービスの観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる者であって、成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者に対し、当該費用を支給する事業が実施されて」いると報告されている。

そして最後に、「なお、本条に関しては、政策委員会より、次のような指摘がなされている」として、「意思決定の支援及び法的能力の行使を支援する社会的枠組みの構築が急務である。また、成年後見制度のうち、特に代行型の枠組みである後見類型の運用に当たっては、最良の支援を提供しても、なお法的能力の行使が困難な場合に本人の権利と利益を守るための最終手段として利用されるべきものであり、かつ、代理人が本人に代わって意思決定をする場合にも、法の趣旨に則り、できる限り本人の意思を尊重するよう制度運用の改善を図る必要がある。(後略)」という記述が加えられている。

佐藤彰一は、内閣府のワーキングセッションに参考人として参加した一人だが、政府報告が12条で示されている法的能力にふれていないことについて、日本政府は12条2項に言う法律能力は権利能力を意味しており、行為能力について言及したのではないと理解していると指摘し、日本政府の条約理解からは「成年後見制度こそが日本が行っている障害者のための意思決定支援制度にほかならず、成年後見制度の説明をすれば、条約の遵守状況を明らかにしたことになる、そう解釈していると思われる」と批判的に述べている^{iv}。

では、そもそも権利条約12条が締約国に求めることは何なのかを改めて確認する。

2 権利条約第12条が求めるもの

2-1 権利条約第12条における意思決定支援

権利条約第12条「法律の前にひとしく認められる権利」は次のように定めている。(以下、公定訳)

- 1 締約国は、障害者が全ての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。
- 2 締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。
- 3 締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる。
- 4 締約国は、法的能力の行使に関連する全ての措置において、濫用を防止するための適当かつ効果的な保障を国際人権法に従って定めることを確保する。当該保障は、法的能力の行使に関連する措置が、障害者の権利、意思及び選好を尊重すること、利益相反を生じさせず、及び不当な影響を及ぼさないこと、障害者の状況に応じ、かつ、適合すること、可能な限り短い期間に適用されること並びに権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関による定期的な審査の対象となることを確保するものとする。当該保障は、当該措置が障害者の権利及び利益に及ぼす影響の程度に応じたものとする。
- 5 締約国は、この条の規定に従うことを条件として、障害者が財産を所有し、又は相続し、自己の会計を管理し、及び銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用を利用する均等な機会を有することについての平等の権利を確保するための全ての適当かつ効果的な措置をとるものとし、障害者がその財産を恣意的に奪われないことを確保する。

12条の制定過程で議論となったのは、法的能力の捉え方と、代理人による意思決定を認める制度を残すか否かということだった。

法的能力については、法的能力に行為能力を含むか否かという点である。国によって法体系や解釈が異なるため混乱したが、法的能力には権利能力と行為能力の両方を含むという理解がなされた。つまり、意思決定の支援とはその権利能力と行為能力を含む法的能力の行使のためになされる支援と理解されたのである。

代理人による意思決定を認めるか否かという点については、障害者団体からは、障害者をできない存在として捉えて作られた制度によって、虐待や非人間的な対応がなされてきたとして、そのような制度の存続を認めることに強い反対があり、セーフガードとして残すべきであるという意見と対立したが、最終的にそのような制度に関する条文は削除された。

これらのことから、権利条約第12条は、障害者の尊厳を低める代理人による決定の制度の廃止と、法的能力の行使のための支援を求めていると言える。しかし、条文に関する明確な解釈がなされなかったため各国で誤解が生じ、2014年に国連障害者権利委員会から「一般的意見第1号」¹⁾が出されたので、次に確認する。

2-2 一般的意見第1号における「支援付き意思決定」

2-2-1 法的能力と意思能力

一般意見は「実際のところ、人権に基づく障害モデルが、代理人による意思決定のパラダイムから、支援付き意思決定に基づくパラダイムへの移行を意味するということは、これまで一般に理解されてこなかった。この一般意見の目的は、第12条のさまざまな構成要素に由来する一般的義務を検討することである。」と述べ、その目的を示す。

そして、法的能力については、「第12条第2項は、障害のある人が、生活のあらゆる側面において、他の者

との平等を基礎として法的能力を共有することを認めている。法的能力には、権利所有者になる能力と、法律の下での行為者になる能力の両方が含まれる。権利所有者になる法的能力により、障害のある人は、その権利を法制度によって完全に保護される資格を得る。法律の下での行為者になる能力により、人は、取引に携わり、法的な関係全般を構築し、修正しあるいは終結させる権限を伴う主体として認められる。」と示し、法的能力には、権利能力と行為能力の両方を含むことを明言している。

さらに、「法的能力」と「意思決定能力」の違いにも言及している。すなわち、意思決定能力は意思決定スキルを言い、それは「意思決定能力の評価において支配的な役割を果たす領域、専門職、慣行がそうであるように、社会的及び政治的に左右される」ものであるにも関わらず、多くの国が意思決定能力と法的能力の概念を同一視し、意思決定スキルが低下していると見なされた者は、結果的に法的能力を排除されていると指摘をする。そして、権利条約第12条は、障害及び／又は意思決定スキルが個人の法的能力を否定することを許容するものではなく、「法的能力の行使における支援の提供を義務付けるものである。」と述べている。

法的能力の行使における支援については、『「支援」とは、さまざまな種類と程度の非公式な支援と公式な支援の両方の取り決めを包含する、広義の言葉である。たとえば、障害のある人は、一人又はそれ以上の信頼のおける支援者を選び、特定の種類の意思決定にかかわる法的能力の行使を援助してもらうことや、ピアサポート、(当事者活動の支援を含む)権利擁護、あるいはコミュニケーション支援など、その他の形態の支援を求めることができる。』と示されている。

2-2-2 締約国の義務と

「支援付き意思決定制度」の多様性

一般的意見は、「後見人制度及び信託制度を許可する法律を見直し、代理人による意思決定制度を、個人の

自律、意思及び選好を尊重した支援付き意思決定に置き換える法律と政策を開発する行動を起こす」ことを繰り返し求めてきたとし、代理人による意思決定制度に共通した特徴として、1. 個人の法的能力がたとえ一部分であっても排除される。2. 当事者以外の人が当事者の意思に反して代理意思決定者を任命できる。3. 代理意思決定者によるいかなる決定も、当事者の意思と選好ではなく、客観的に見た「最善の利益」に基づくという3点をあげて注意を促す。

そして、支援付き意思決定制度を次のように示している。

「支援付き意思決定制度は、個人の意思と選択に第一義的重要性を与え、人権規範を尊重するさまざまな支援の選択肢から成る。それは自律に関する権利(法的能力の権利、法律の前における平等な承認の権利、居所を選ぶ権利など)を含むすべての権利と、虐待及び不適切な扱いからの自由に関する権利(生命に対する権利、身体的なインテグリティを尊重される権利など)を保護するものでなければならない。さらに、支援付き意思決定システムは、障害のある人の生活を過剰に規制するものであってはならない。支援付き意思決定制度は、多様な形態をとる可能性があり、それらすべてに、条約第12条の順守を確保するための特定の重要な規定が盛り込まなければならない。」

さらに、代理人による意思決定制度を支援付き意思決定に置き換える義務には、代理人による意思決定制度の廃止と、支援付き意思決定による代替策の開発の両方が必要であることや、代理人による意思決定制度を維持しながら支援付き意思決定システムを開発しても十分では無いことを指摘する。

ここまで権利条約における支援付き意思決定の確認を行った。次に日本における意思決定支援の議論を検討する。

3 日本における意思決定支援をめぐる議論

表1は国内で意思決定支援が議論されるようになった背景を年表にしたものである。

成年後見制度に関連する流れと障害者施策に関わる流れがあることが見えてくる。

表1 国内の意思決定支援に関する動き

2000	成年後見制度開始
2003	障害者福祉において措置制度から支援費制度に転換し契約の仕組みが導入された。
2006	障害者権利条約が国連定期総会で採択された。日本国内で障害者自立支援法が成立した。
2007	日本が障害者権利条約に署名した。
2008	国連障害者の権利条約が発効した。国内の障害者施策調査で初めて「支援された意思決定」という文言が用いられた ^{vi} 。
2009	障害者制度改革が開始した。制度改革委員会で意思決定の支援が検討されるが、実施には至らなかった。
2011	障害者基本法が改正され、意思決定支援が盛り込まれた。
2012	障害者総合支援法が制定され、意思決定支援が盛り込まれた。
2013	障害者差別解消法が制定された。(施行2016年)被成年後見人の選挙権が回復した。
2014	日本が権利条約に批准し、国内で効力が発効した。障害者総合福祉推進事業で「意思決定支援の在り方並びに成年後見制度の利用促進の在り方に関する研究」等が実施された。「障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ」が開催された。
2015	日本弁護士会全国大会で意思決定支援がテーマとなり「総合的な意思決定支援に関する制度整備を求める宣言」が出された。障害者総合福祉推進事業で「意思決定支援の在り方並びに成年後見制度の利用促進の在り方に関する研究」が実施された。社会保障審議会障害者部会で障害者総合支援法施行3年後の見直しが開催された。
2016	障害者総合福祉推進事業の研究で意思決定支援ガイドラインを含む報告書が出された。成年後見制度促進法が制定された。国連権利委員会に第1回政府報告が出された。

3-1 成年後見制度と意思決定支援

3-1-1 成年後見制度の運用の視点としての意思決定支援

成年後見制度の創設から中心となっている新井誠は、「取消権付与による権利制約を制度設計の基礎としているわが国の成年後見制度は、とりわけ判断能力が不十分な成年被後見人等の存在を前提として、第三者が意思決定を代理する制度であることの妥当性が問われている。障害者の権利条約の策定過程で浮上した『支援付き意思決定 (supported decision-making)』という考え方はわが国の制度設計とは親和的ではない」とした上で、権利条約の考え方と日本の成年後見法が折り合うには、「補助類型への一元化」が唯一の途であろうと述べている^{vii}。また、「わが国の成年後見法においては第1に任意後見、第2に補助という二つの支援付き意思決定の具現化に資するツールが具備されている」とする^{viii}。

菅富美枝は、イギリスの意思能力法の取り組みから、やむを得ず代行決定を行う上でも最大限に本人の意思を確認して尊重することで、代行決定が意思決定支援になり得るとし^{ix}、代行決定を意思決定支援や本人中心の視点で捉え直すことを提案している^x。

日本社会福祉士会の「意思決定支援を踏まえた成年後見制度の見直しと運用改善に関する本会意見の論点整理 (中間まとめ)」は、現行制度の枠組みでの意思決定支援に配慮した後見実務のあり方について、「ソーシャルワーク手法を積極的に活用することにより、本人を中心に置き、意思決定支援に配慮した後見実務の原則を確立すべきである」と述べている^{xi}。

3-1-2 成年後見制度の代替としての意思決定支援

一方で、弁護士の池原良毅は「権利条約は成年後見制度がないことによる不利益よりも、あることによる不利益の方がはるかに大きいと考えて、その全廃へと

舵を切ったものと理解すべきである」と述べ、成年後見制度を廃止して、支援付き意思決定制度に変えるべきだとする^{xiii}。また、佐藤彰一は、「ご本人に判断能力がないことを制度利用の前提にしつつ、他方でご本人の意思（つまり判断）に配慮することが同時に求められていることの『わかりにくさ』が未整理のままであり、『代行決定の中で意思決定支援を行う奇妙さ』があることや、代行決定の制度として作られているものを、さしたる法制度の改革もせずに意思決定支援の制度であると説明し、その積極的拡大利用をすすめる」ことに対して疑念を示す^{xiii}。

2015年に開催された日本弁護士連合会第58回人権擁護大会では、『成年後見制度』から『意思決定支援制度』へ～認知症や障害のある人の自己決定権の実現を目指して～』という分科会が設けられ「総合的な意思決定支援に関する制度整備を求める宣言」が出された。

その宣言は、意思決定の支援を「その人が『意思決定することができない』という判断をする前に、本人と信頼関係を築いている身近にある支援者や家族等が本人に寄り添い、本人が自分で意思決定ができるように必要な情報をその人の特性に応じて提供し、選択とその結果を見通せるような工夫された説明や体験の機会を作る等を通じて、本人が意思決定をすることが可能となるように、様々な『合理的配慮』を尽くす実践の総体である。」と定義し、意思決定支援の対象を法律行為に限定せず、医療行為や居所の決定、身分上の行為などの人生における重要な意思決定と日常的・社会的な生活を送る上で必要とされる場面における意思決定全般を含むとしている^{xiv}。

現行の成年後見制度の枠組みの中に意思決定支援や本人中心という視点を取り入れることで、その運用を改善しようとするものと、自己決定権の実質的保障として意思決定支援を目指す二つに分かれている。

3-2 障害者施策と意思決定支援

3-2-1 障害者総合支援法等と意思決定

日本の公式文書の中に初めて「意思決定支援」が現れたのは2008年であると言われており^{xv}、その後、障害者基本法（2011年）や障害者総合支援法（2012年）に「意思決定支援」が盛り込まれた経緯は、柴田洋弥が詳しく記している^{xvi}。

障害者総合支援法の成立に際しては、附則において、法律施行後3年を目途として、障害者の意思決定支援のあり方や、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進のあり方等について見直しを行うこととされ、2014年に検討のためのワーキングチームが構成され、各団体のヒアリング等を行った。DPI日本会議や自立生活センター等障害当事者団体からはパーソナルアシスタント制度における意思決定支援の仕組みが提案されたが、検討の視点の例として①意思決定支援の定義、②支援の具体的な内容や仕組み、③意思決定支援に係る人材育成にまとめられ、社会保障審議会障害者部会で審議され、2015年12月に報告書が出された^{xvii}。

この報告書に示された今後の取組の基本的な考え方は、「日常生活や社会生活等において、障害者の意思が適切に反映された生活が送れるよう、障害者福祉サービスの提供に関わる主体等が、障害者の意思決定の重要性を認識した上で、必要な対応を実施できるようにするとともに、成年後見制度の適切な利用を促進することであり、障害者総合福祉推進事業で行われた「意思決定支援の在り方及び成年後見制度の利用促進の在り方に関する調査研究」で策定されている「意思決定支援ガイドライン」^{xviii}を事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することや、研修を行うことをあげている。また、「意思決定支援は、相談支援をはじめとした障害者福祉サービスの提供において当然に考慮されるべきものであり、特別なサービス等として位置づけるような性質のものではないことに留意が必要で

ある」と加えている。

障害者総合福祉推進事業の調査研究を通して、意思決定支援は「意思決定支援とは、知的障害や精神障害（発達障害を含む）等で意思決定に困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活等に関して自分自身がしたい（と思う）意思が反映された生活を送ることが可能となるように、障害者を支援する者（以下「支援者」と言う。）が行う支援の行為及び仕組みをいう。」と定義され、「事業者等がサービスを提供する際に必要とされる意思決定支援の枠組みを示し」、「主として、障害者福祉サービス事業者等が利用者にサービスを提供する際に生じる、利用者への意思決定支援の枠組みを示す」ことを目的として意思決定支援ガイドラインが策定された。

その中で意思決定支援の仕組みとしては、①意思決定支援責任者の指名（配置）、②意思決定支援会議の開催、③意思決定支援計画の作成の3つの要素を上げている。意思決定支援責任者は、外部機関等と連携していく立場であることから、事業所の見解を代表する責任者であること、あくまでも意思決定の支援会議の運営や計画作成のプロセスの管理等の責任者であること、サービス管理責任者と役割が類似していることも想定されている。

3-2-2 パーソナルアシスタントへの期待

一方で、障害当事者団体等が3年後の見直しの検討のためのワーキンググループにおいて、「パーソナルアシスタントによる意思決定支援の仕組み」を提案したことを見逃してはならないだろう。

また、障害者制度改革の総合福祉部会の委員であった岡部は、知的障害者が地域で自立して暮らすためには、身体的な介助による「支援された自立」だけではなく、認知的な活動において当事者の意向をくみ取り一緒に考えるという認知的な活動に対する〈自律〉のための支援が必要であり、「支援された自律」^{xxv}が認められパーソナルアシスタントによって提供される必要があるとすると共に、権利条約第12条の法的能力の行使

の支援を担うのは、重度訪問介護のパーソナルアシスタントこそふさわしいとし、パーソナルアシスタントの制度化に成年後見制度縮小の視点も含めている^{xx}。

桐原は、社会福祉関係者が成年後見制度と意思決定支援の共存が可能だと考えている点や、意思決定支援を相談支援の類型やソーシャルワークの枠の中で捉えている点を批判的に指摘し、意思決定支援の担い手として有効なのは、本人のことをよく知り理解している専属の介助者であるパーソナルアシスタントであり、日本では長時間介護が可能な重度訪問介護による支援が当てはまるとする^{xxi}。

3-3 ソーシャルワークと意思決定支援

最後に、近年ソーシャルワークの視点から意思決定支援を議論するものが増えているので、確認する。

志村健一はサービス等利用計画への当事者参画や計画への意思の反映を目的としてICTを活用した支援の可能性を示し^{xxii}、飯村史恵は、成年後見制度の見直しと共に、社会福祉の専門職の役割は「本来の利用者主体を目指して、判断能力の不十分な人々を主体とする新たな仕組みを市民と共に協議し、社会福祉サービスそのものを充実・強化することにあるのではないか」^{xxiii}と述べる。

引馬知子は、日本における「支援を受けた意思決定制度」のあり方や内容については一層の議論が求められるとした上で、「意思決定を受け止める先の法制度やプログラムにおいて、障害のある人が権利の主体と位置づけられること」が重要だとする^{xxiv}。

高山は意思決定を尊重していくことやその支援のあり方を具現化することが個々の幸福追求権につながり、さらに真の民主主義形成につながるとする^{xxv}。

おわりに

障害者権利条約第12条に基づく国内の意思決定の支援に関する議論は、成年後見制度と障害者施策の両側面から議論されているが、どちらの側面でも意見が分かれていることが明らかになった。国の制度や政策を国際的な潮流を通して確認することは重要である。

権利条約の一般的意見は、「支援付き意思決定制度」の構成要素を示しているが、具体的なモデルを示してはいない。そのことは、一つのモデルを決めることで、他にも起こり得るかもしれない、国や地域に即した多様な支援のあり様を制限する危険を避けることや、モデルを示すことで、各国の意思決定者が現状とかけ離れていることを理由に達成不可能として義務を放棄することを避けるねらいがあるようにも思える。

しかし何よりも権利委員会が求めているのは「代理人による意思決定制度を、個人の自律、意思及び選好を尊重した支援付き意思決定に置き換える法律と政策を開発する行動を起こす」ことである。「支援付き意思決定支援制度」に向かうそのプロセスこそが重要であり、プロセスを通して社会に働きかけることが、意思決定の支援につながるということを示唆しているのではないだろうか。「支援付き意思決定」の主体者とその支援者による協働が求められ、強い少数意見ではなく、弱い少数意見の尊重が民主主義形成には必要であろう。

注と参考文献

- i 「障害者の権利に関する条約第1回日本政府報告（日本語仮訳）」は、外務省HPから閲覧できる。（最終閲覧2016.9.10）
- ii 「精神障害者・医療ケアを必要とする重度障害者等の地域移行の支援など」、「インクルーシブ教育システム、雇用など」、「情報アクセシビリティ」と合わせて4テーマが重点課題とされた。障害者政策委員会による「議論の整理～第三次障害者基本計画の実施状況を踏まえた課題～」は外務省HPから閲覧できる。（最終閲覧2016.9.10）
- iii 作成の留意事項として内閣府から「条文の条項に沿って、憲法、民法、障害者総合支援法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法の該当部分に関連付けて記載し、特に成年

- 後見人の制度（濫用防止、裁判所による審査等を含む）について詳述し、権利が侵害された場合の救済方法について記述」する旨の報告作成の留意点が示された。
- iv 佐藤彰一（2016）「日本の成年後見制度の現状と課題—成年後見制度利用促進法と権利擁護」『賃金と社会保障』No1661,p42-61
- v 障害保健福祉研究情報システムのHPよりダウンロードした。（2016.9.27）
- vi 桐原尚之・長谷川唯（2013）「支援された意思決定を巡って—日本国内法の現状と課題」『障害学国際セミナー 2012—日本と韓国における障害と病をめぐる議論』生存学センター報告20によると、内閣府障害者施策調査であったという。
- vii 新井誠（2011）「日本の成年後見法の展望—あるべき姿を求めて—」『実践成年後見』No.36, p129-141
- viii 新井誠（2014）「総括討議—各国の成果から学ぶべきこと」『実践成年後見』53号 p69-72
但し、日本で任意後見契約の利用は不振を極め、補助の利用も低迷し、支援付き意思決定という考えが実際に普及しているわけではないことにも言及している。
- ix 菅富美枝（2010）『イギリス成年後見制度にみる自律支援の法理』ミネルヴァ書房
- x 菅富美枝（2013）「民法858条における「本人意思尊重義務」の解釈：本人中心主義に立った成年後見制度の実現」『名古屋大学法政論集』250号, p129-153
- xi 日本社会福祉士会ニュースNo181（2016年9月）に掲載されている。
- xii 池原良毅（2016）「日本の成年後見制度の問題点」『福祉労働』152号
- xiii 前掲ivに同じ
- xiv 日本弁護士連合会第58回人権擁護大会シンポジウム第2分科会基調報告書
- xv 前掲viに同じ
- xvi 柴田洋弥（2012）「知的障害者の意思決定支援について」日本発達障害学会『発達障害研究』第34巻3号p261-272
- xvii 「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて～社会保障審議会障害者部会報告書」は『賃金と社会保障』No1654 p50-65に掲載されている。
- xviii 意思決定支援ガイドラインを含む報告書は、公益社団法人日本発達障害連盟のHPよりダウンロードできる（最終閲覧2016.9.20）
- xix 「支援された自律」については、秋元美世（2010）『社会福祉の利用者と人権—利用者関係の多様化と権利保障』有斐閣を参照のこと。
- xx 岡部耕典（2016）「成年後見制度の利用縮小に向けて—パーソナルアシスタンスと日常生活支援事業の活用」『福祉労働』152号p79-84
- xxi 桐原尚之（2015）「意思決定支援は支援や理念の方法ではない」『福祉労働』143号p55-63
- xxii 志村健一（2014）「知的障害者の意思決定支援とソーシャルワーク」『ソーシャルワーク研究』Vol.40, No.1, p46-55
- xxiii 飯村史恵（2015）「ソーシャルワークの観点からみる成年後見制度の展望～障害者権利条約第12条で問われているもの～」立教大学コミュニティ福祉研究所紀要第3号 p79-97
- xxiv 引馬知子（2016）「「自律」および「支援を受けた意思決定」と障害者制度改革」『ソーシャルワーク研究』Vol.41, No.4, 19-27
- xxv 高山直樹（2016）「意思決定支援と権利擁護」『ソーシャルワーク研究』Vol.41, No.4, p28-34